

規則改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（1頁）
- 2 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4頁）
- 4 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（5頁）
- 5 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（12頁）
- 6 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（18頁）
- 7 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（21頁）
- 8 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則（28頁）
- 9 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（29頁）
- 10 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（32頁）

改正案

現行

第一条から第二十一条まで（現行のとおり）

（再就職状況の公表）

第二十二条 条例第八条第一項及び第四項に規定する人事委員会規則で定める職員又は職員であつた者は、条例第七条の規定による届出をした者とする。ただし、前条に規定する職に就いている職員であつた者のうち、次に掲げる職員についてはこの限りでない。

一から四まで（現行のとおり）

2 条例第八条第一項及び第四項に規定する人事委員会規則で定める事項は、条例第七条の規定による届出をした者のうち、前条に規定する職に就いている職員であつた者にあっては第十八条第一項第一号、第三号、第四号、第五号、第七号、第九号及び第十一号に掲げる事項と、前条に規定する職に就いている職員でなかつた者にあっては第十八条第一項第三号、第五号、第七号、第九号及び第十一号に掲げる事項とする。

一から四まで（略）

2 条例第八条第二項及び第四項に規定する人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- | |
|--------------|
| 一 氏名 |
| 二 離職時の職 |
| 三 離職日 |
| 四 再就職先の名称 |
| 五 再就職先における役職 |
| 六 再就職日 |

（削除）
（削除）
（削除）
（削除）
（削除）
（削除）

第一条から第二十一条まで（略）

（再就職状況の公表）

第二十二条 条例第八条第一項に規定する管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員であつた者のうち、次に掲げる職員については公表しないものとする。

第二十三条 (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

別記第一号様式から第三号様式まで (現行のとおり)

第二十三条 (略)

別表第一及び別表第二 (略)

別記第一号様式から第三号様式まで (略)

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
第一条から第四条まで　（現行のとおり） （扶養親族の認定等）	第一条から第四条まで　（略） （扶養親族の認定等）
第五条　（現行のとおり） 2　（現行のとおり） 一　その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が 年額百三十万円以上である者 二及び三　（現行のとおり） 3及び4　（現行のとおり）	第五条　（略） 2　（略） 一　その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が 年額百四十万円以上である者 二及び三　（略） 3及び4　（略）
第六条から第十五条まで　（現行のとおり） 別記様式第一号から別記様式第四号まで　（現行のとおり）	第六条から第十五条まで　（略） 別記様式第一号から別記様式第四号まで　（略）

改正案

現行

第一条から第四条まで (現行のとおり)
(扶養親族の認定等)

第一条から第四条まで (現行のとおり)
(扶養親族の認定等)

第一条から第四条まで (略)
(扶養親族の認定等)

第五条 (現行のとおり)

第五条 (略)

一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計
額が年額百三十万円以上である者

二及び三 (現行のとおり)

一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計
額が年額百四十万円以上である者

二及び三 (略)

3 (現行のとおり)

3 (略)

第六条から第十五条まで (現行のとおり)

第六条から第十五条まで (略)
別記様式第一号から様式第四号まで (略)

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第百二十号）

新旧対照表（抄）

改 正 案

現 行

第一条から第三条まで（現行のとおり）
(行)四級等職員及び行)五級等職員)

第三条の二（現行のとおり）
一 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級である職員

二 公安職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が八級又は七級である職員

三 医療職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が二級である職員

四 医療職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級である職員

五 医療職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級である職員

2 (現行のとおり)

一 及び二 (現行のとおり)

三 医療職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級である職員

(在職期間)

第四条 第三条の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間について日を単位として計算する。

2から4まで (現行のとおり)

第四条の二から第六条の三まで (現行のとおり)

第一条から第三条まで (略)
(行)四級等職員及び行)五級等職員)

第三条の二 (略)
一 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級である職員であつて条例別表第六の二イの部四級の項に規定する課長の職務若しくは管理官の職務の職又はこれらに相当する職にあるもの

二 公安職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が八級である職員又は職務の級が七級である職員であつて条例別表第六の二ハの部七級の項に規定する管理官の職務若しくは課長の職務の職又はこれらに相当する職にあるもの

三 医療職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級である職員（次項第三号に掲げる職員を除く。）又は職務の級が二級である職員 (現行のとおり)

員

四 医療職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級である職員であつて条例別表第六の二ホの部四級の項に規定する課長の職務

の職又はこれに相当する職にあるもの
五 医療職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級である職員であつて条例別表第六の二ヘの部四級の項に規定する課長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの

(略)

一 及び二 (略)

三 医療職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級である職員であつて条例別表第六の二ニの部三級の項に規定する部長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの

(在職期間)

第四条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間について日を単位として計算する。

2から4まで (略)

第四条の二から第六条の三まで (略)

(職務段階等に応じた加算の対象職員)

第六条の四 条例第二十一条第四項第一号のその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して同項第一号に掲げる職員に相当する者として東京都規則で定める職員は、別表第一上欄に掲げる給料表（行政職給料表）を除く。）に応じて同表中欄に定める職員とする。

第六条の五から第九条まで （現行のとおり）

第六条の五から第九条まで （現行のとおり）

別表第一 （現行のとおり）

行政職給料表	職員	別表第一（第六条の二、第六条の四関係）	
		加算割合	百分の二十
職務の級が五級である職員	員	百分の十五	
職務の級が四級である職員			
職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都訓令第十号）、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号）、東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都訓令第十一号）、東京都選挙管理委員会第三号）、東	百分の十		

(職務段階等に応じた加算の対象職員)

第六条の四 条例第二十一条第四項第一号のその属する職務の級が二級以上である職員であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して同項第一号に掲げる職員に相当する者として東京都規則で定める職員は、別表第二上欄に掲げる給料表（行政職給料表）を除く。）に応じて同表中欄に定める職員とする。

第六条の五から第九条まで （略）

第六条の五から第九条まで （略）

行政職給料表	職員	別表第一（第六条の二、第六条の四関係）	
		加算割合	百分の二十
職務の級が五級である職員	員	百分の十五	
職務の級が四級である職員（加算割合が百分の十五である職員を除く。）			
職務の級が三級である職員であつて条例別表第六の二イの部三級の項目に規定する課長代理の職務若しくは係長の職務の職又はこれらに相当する職にあるもの	百分の十		
職務の級が三級である職員であつて条例別表第六の二イの部三級の項目に規定する課長代理の職務若しくは係長の職務の職又はこれらに相当する職にあるもののうち、統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都訓令第十号）、東			

京都人事委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都人事委員会訓令第一号）、東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都議會議会局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都議會議長訓令第九号）により統括課長代理に認定された職員、警視庁警察行政職員指定係長職任用規程（平成二十七年警視庁訓令甲第八号）に規定する指定係長に任用された職員又は東京消防庁の指定課長、課長補佐及び副主任の任命に関する規程（平成二十五年東京消防庁訓令第二十号）に規定する課長補佐に任命された職員（以下「統括課長代理等」という。）	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）
百分の六	

号)、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都選舉管理委員會事務局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都人事委員会訓令第一号）、東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都議會議長訓令第九号）により統括課長代理に認定されたもの、警视庁警察行政職員指定係長職任用規程（平成二十七年警视庁訓令甲第八号）に規定する指定係長に任用されたもの又は東京消防庁の指定課長、課長補佐及び副主任の任命に関する規程（平成二十五年東京消防庁訓令第二十号）に規定する課長補佐に任命されたもの（以下「統括課長代理等」という。）	職務の級が三級である職員であつて条例別表第六の二イの部三級の項に規定する課長代理の職務若しくは係長の職務の職又はこれらに
百分の六	

	(一) 医療職給料表			
職務の級が一級である職員であつて知事が別に定めるもの	職務の級が二級である職員	百分の二十	百分の三	百分の六
職務の級が五級である職員	職務の級が四級である職員又は職務の級が三級である職員であつて知事が別に定めるもの			

	(一) 医療職給料表			
職務の級が一級である職員であつて知事が別に定めるもの	職務の級が三級である職員であつて条例別表第六の二二の部三級の項に規定する部長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの	百分の二十	百分の三	百分の六
職務の級が二級である職員	職務の級が二級である職員（加算割合が百分の二十である職員を除く。）	百分の十五		

(二) 医療職給料表

職務の級が四級である職員

職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理等

百分の十

	(三) 医療職給料表				
職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理等	職務の級が四級である職員	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の六である職員を除く。）	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の三である職員を除く。）	百分の十五
百分の十	百分の十五	百分の三	百分の六	百分の十	百分の十

(二) 医療職給料表

職務の級が四級である職員であつて条例別表第六の二ホの部四級の項に規定する課長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの

職務の級が四級である職員（加算割合が百分の十五である職員を除く。）

百分の十

	(三) 医療職給料表				
職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理等	職務の級が四級である職員であつて条例別表第六の二ホの部四級の項に規定する主任の職務の職又はこれに相当する職にあるもの	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。）	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の六である職員を除く。）	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の三である職員を除く。）	百分の十五
百分の十	百分の十五	百分の三	百分の六	百分の十	百分の十

別記第一号様式から別記第三号様式まで （現行のとおり）	指定職給料表 から任期付研究員採用条例 第七条第二項 の給料表まで	（現行のとおり）	職務の級が二級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	百分の六	（く。）
		（現行のとおり）	職務の級が二級である職員（加算割合が百分の三）	百分の三	

別記第一号様式から別記第三号様式まで （略）	指定職給料表 から任期付研究員採用条例 第七条第二項 の給料表まで	（略）	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。）	百分の六	（く。）
		（略）	職務の級が二級である職員（加算割合が百分の三）	百分の三	

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十一号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第三条まで（現行のとおり）

第三条の二 削除

第一条から第三条まで（略）

（教育五級等職員）

第三条の二 条例第二十四条第一項の表に規定する教育五級等職員とは、別表第二上欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、次に掲げる職員をいう。

一 教育職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級である職員又は職務の級が五級である職員

二 事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級である職員であつて条例別表第一〇の部四級の項に規定する課長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの

（在職期間）

第四条 第三条の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間について日を単位として計算する。

2から4まで（現行のとおり）

第四条の二から第六条の三まで（現行のとおり）

（職務段階等に応じた加算の対象職員）

第六条の四 条例第二十四条第四項第二号の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める職員は、別表第二上欄に掲げる給料表（教育職給料表を除く。）に応じて同表中欄に定める職員とする。

第六条の四 条例第二十四条第四項第一号の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものは、教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が三級以上である職員とする。

第六条の五から第九条まで
別表第一 (現行のとおり)

(現行のとおり)

2| 条例第二十四条第四項第二号の人事委員会の承認を得て教育委
員会規則で定める職員は、別表第二上欄に掲げる給料表（教育職
給料表を除く。）に応じて同表中欄に定める職員とする。
第六条の五から第九条まで (略)
別表第一 (略)

別表第二（第六条の二、第六条の四関係）

給 料 表	職 員	加 算 割 合
教育職給料表	(現行のとおり)	(現行のとおり)
事務職員給料表 及び技術職員給 料表(一)	職務の級が四級で ある職員	百分の十五
職務の級が三級で ある職員のうち、 東京都教育庁等統 括課長代理の認定 等に関する規程 (平成二十七年東 京都教育委員会訓 令第十二号)によ り統括課長代理に 認定された職員 (以下「統括課長 代理」という。)	(現行のとおり)	百分の十

別表第二（第六条の二、第六条の四関係）

給 料 表	職 員	加 算 割 合
教育職給料表	(略)	(略)
事務職員給料表 及び技術職員給 料表(一)	職務の級が四級で ある職員であつて 部四級の項に規定 する課長の職務の 職又はこれに相当 する職にあるもの	百分の十五
職務の級が三級で ある職員(加算割 合が百分の十五で ある職員を除く。)	百分の十	
職務の級が三級で ある職員であつて 部三級の項に規定 する課長代理の職 務の職又はこれに 相当する職にある もののうち、東京 都教育庁等統括課 長代理の認定等に 関する規程(平成 二十七年東京都教 育委員会訓令第十 二号)により統括 課長代理に認定さ		

(二) 技術職員給料表			
(現行のとおり)	職務の級が二級である職員	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の六である職員を除く。）
(現行のとおり)	百分の三	百分の六	

(二) 技術職員給料表			
(略)	職務の級が二級である職員（加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。）	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。）	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の六である職員を除く。）
(略)	百分の三	百分の六	

(三) 技術職員給料表

職務の級が二級である職員	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理
百分の三	百分の六	百分の十

(三) 技術職員給料表

する職にあるもの	する職務の主任の職務に相当する職に相当する職にあるもの	部三級の項目に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの(加算割合が百分の十である職員を除く。)	部三級の項目に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にある職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	部三級の項目に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にある職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)
百分の三	百分の六	百分の六	百分の六	百分の十

四 技術職員給料表

別記第一号様式から第三号様式まで (現行のとおり)	任期付職員採用 条例第四条第一項の給料表		
		職務の級が二級である職員	百分の三
		百分の三	百分の六

四 技術職員給料表

別記第一号様式から第三号様式まで (略)	任期付職員採用 条例第四条第一項の給料表				
		職務の級が二級である職員(加算割合が百分の六である職員を除く。)	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の六である職員を除く。)	部三級の項に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの	ある職員であつて条例別表第一ホの職務の職又はこれに相当する職にあるもの
		百分の三	百分の三	百分の六	百分の六

改 正 案

現 行

第一条から第三条の三まで

（成績率）

行

第一条から第三条の三まで（現行のとおり）

第三条の四（現行のとおり）

一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）職員の勤務成績により、一万分の九千二百四十以上一万分の一万二千四百四十三以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行(一)五級等職員（以下「行(一)五級等職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万八千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

三（現行のとおり）

四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の八千九百以上一万分の一萬五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千以上一万分の一万五千以下の範囲内でそれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千百十七・五以上一万分の八千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

七 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千二百二十七・五以上一万分の六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の三千二百七十五以上一万分の五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が

第一条から第三条の三まで

（成績率）

行

第三条の四（略）

一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）職員の勤務成績により、一万分の八千三百六十以上一万分の一万八百六十七以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行(一)五級等職員（以下「行(一)五級等職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

三（略）

四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の八千十以上一万分の一萬四千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の八千百以上一万分の一万三千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千六百七十二・五以上一万分の八千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

七 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の三千七百八十二・五以上一万分の五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の三千八百二十五以上一万分の五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が

人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (現行のとおり)

第四条から第六条まで (現行のとおり)

(職務段階等に応じた加算の職員の区分及び加算割合等)

第六条の二 期末手当規則第六条の二から第六条の五までの規定は、条例第二十一条の二第三項の規定による勤勉手当について準用する。この場合において、期末手当規則第六条の二及び第六条の三中「条例第二十一条第四項」とあるのは「条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項」と、期末手当規則第六条の四中「条例第二十一条第四項第二号」とあるのは「条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項第二号」と、期末手当規則第六条の五第一項中「条例第二十一条第四項」とあるのは「条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項」と、条例第二十一条の二第三項の規定により準用する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号)第六条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで」とあるのは「職員の勤勉手当に関する規定」により準用する条例第二十一条第四項」と、同項第一号中「第六条第一号から第七号まで及び第五号から第七号まで」と、同項第二号中「第六条第四号」とあるのは「職員の勤勉手当に関する規定」により準用する条例第二十一条第四項」とあるのは「条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項」と読み替えるものとする。

第七条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一 (第三条の四関係)

行政職給料表(一)	給料表	職員
行政職給料表(一)	職務の級が三級である職員	
行政職給料表(二)	職務の級が四級又は三級である職員	

人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (略)

第四条から第六条まで (略)

(職務段階等に応じた加算の職員の区分及び加算割合等)

第六条の二 期末手当規則第六条の二から第六条の五までの規定は、条例第二十一条の二第三項の規定による勤勉手当について準用する。この場合において、期末手当規則第六条の二及び第六条の三中「条例第二十一条第四項」とあるのは「条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項」と、期末手当規則第六条の四第一項中「条例第二十一条第四項」とあるのは「条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項第一号」と、同条第二項中「条例第二十一条第四項」とあるのは「条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項第二号」と、条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項」とあるのは「条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項」と、同項第一号中「第六条第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで」とあるのは「職員の勤勉手当に関する規定」により準用する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号)第六条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで」と、同項第二号中「第六条第四号」とあるのは「職員の勤勉手当に関する規定」により準用する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号)第六条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで」とあるのは「職員の勤勉手当に関する規定」により準用する条例第二十一条第四項」と、同項第二号中「第六条第四号」とあるのは「職員の勤勉手当に関する規定」第六条第一項第四号」と、同条第二項中「条例第二十一条第四項」とあるのは「条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項」と読み替えるものとする。

第七条から第九条まで (略)

別表第一 (第三条の四関係)

行政職給料表(一)	給料表	職員
行政職給料表(一)	職務の級が四級である職員 (行)四級等職員を除く。)	
行政職給料表(二)	職務の級が三級である職員であつて条例別表第六の二イの部三級の項に規定する課長代理の職務若しくは係長の職務の職又はこれらに相当する職にあるもの	

公安職給料表	職務の級が六級又は五級である職員	口の部三級の項に規定する技能長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの
公安職給料表	職務の級が七級である職員（行）四級等職員を除く。）	職務の級が六級である職員
医療職給料表(一)	（現行のとおり）	職務の級が五級である職員であつて条例別表第六の二ハの部五級の項に規定する係長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの
医療職給料表(二)	職務の級が三級である職員	（略）
医療職給料表(三)	職務の級が三級である職員	職務の級が四級である職員（行）四級等職員を除く。）

別表第二（現行のとおり）	職務の級が三級である職員であつて条例別表第六の二ホの部三級の項に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの	職務の級が三級である職員であつて条例別表第六の二ホの部三級の項に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの
別表第二（略）	職務の級が四級である職員（行）四級等職員を除く。）	職務の級が三級である職員であつて条例別表第六の二ホの部三級の項に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの
医療職給料表(三)	職務の級が三級である職員	（略）

第一条から第三条の三まで (現行のとおり)	改正案	第一条から第三条の三まで (現行のとおり)	現行
第三条の四 (成績率)		第三条の四 (成績率)	
一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万八千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合		一 期末手当規則第三条の二に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万八千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	
二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の八千九百以上一万分の一萬五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合		二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の八千十以上一万分の一萬四千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	
三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千以上一万分の一萬五千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合		三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の八千百以上一万分の一萬三千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	
四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千百十七・五以上一万分の八千五百以下の		四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千六百七十二・五以上一万分の八千以下の	

範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員

のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の

四千二百二十七・五以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員

会が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一

万分の四千二百七十五以上一万分の五千五百以下の範囲内で教

育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (現行のとおり)

第四条から第六条の三まで (現行のとおり)

(職務段階等に応じた加算の対象職員)

第六条の四 条例第二十四条の二第三項第二号の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める職員は、別表第三上欄に掲げる給料表(教育職給料表を除く。)に応じて同表中欄に定める職員とする。

第六条の四 条例第二十四条の二第三項第一号の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものは、教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が三級以上である職員とする。

2| 条例第二十四条の二第三項第一号の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める職員は、別表第三上欄に掲げる給料表(教育職給料表を除く。)に応じて同表中欄に定める職員とする。

第六条の五から第九条まで (略)

第六条の五から第九条まで (現行のとおり)

範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員

のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の

三千七百八十二・五以上一万分の五千五百以下の範囲内で教育

委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一

万分の三千八百二十五以上一万分の五千五百以下の範囲内で教

育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (略)

第四条から第六条の三まで (略)

(職務段階等に応じた加算の対象職員)

第六条の四 条例第二十四条の二第三項第二号の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める職員は、別表第三上欄に掲げる給料表(教育職給料表を除く。)に応じて同表中欄に定める職員とする。

2| 条例第二十四条の二第三項第一号の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める職員は、別表第三上欄に掲げる給料表(教育職給料表を除く。)に応じて同表中欄に定める職員とする。

第六条の五から第九条まで (略)

第六条の五から第九条まで (現行のとおり)

別表第一（第三条の四関係）

給 料 表	職 員
教育職給料表	(現行のとおり)
事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	職務の級が三級である職員
技術職員給料表(二)	(現行のとおり)
技術職員給料表(三)	職務の級が三級である職員
技術職員給料表(四)	職務の級が三級である職員

別表第二（現行のとおり）

別表第一（第三条の四関係）

給 料 表	職 員
教育職給料表	(略)
事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	職務の級が三級である職員で、かつて条例別表第一の部三級の項に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの
技術職員給料表(二)	(略)
技術職員給料表(三)	職務の級が三級である職員で、かつて条例別表第一の部三級の項に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの
技術職員給料表(四)	職務の級が三級である職員で、かつて条例別表第一の部三級の項に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの

別表第三（第六条の二、第六条の四関係）

給料表	職員	（現行のとおり）	（現行のとおり）	加算割合
教育職給料表 及び技術職員給 料表(一)	事務職員給料表 及び技術職員給 料表(一)	職務の級が三級で ある職員のうち、 東京都教育庁等統 括課長代理の認定 等に関する規程 (平成二十七年東 京都教育委員会訓 令第十二号)によ り統括課長代理に 認定された職員 (以下「統括課長 代理」という。)	職務の級が四級で ある職員	百分の十 百分の十五

別表第三（第六条の二、第六条の四関係）

給料表	職員	（略）	（略）	加算割合
教育職給料表 及び技術職員給 料表(一)	事務職員給料表 及び技術職員給 料表(一)	職務の級が三級で ある職員(加算割 合が百分の十五で ある職員を除く。)	職務の級が四級で ある職員(加算割 合が百分の十五で ある職員を除く。)	百分の十 百分の十五

(二)技術職員給料表			
(現行のとおり)	職務の級が二級である職員	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	百分の六
(現行のとおり)	百分の三		

(二)技術職員給料表				
(略)	職務の級が二級である職員であつて、部二級の項目に規定する主任の職務の職又はこれに相当する職にあるもの	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	百分の十である職員を除く。	百分の六 課長代理に認定されたもの（以下「統括課長代理」といいう。）
(略)	百分の三			

(三) 技術職員給料表

職務の級が二級である職員	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	統括課長代理
百分の三	百分の六	百分の十

(三) 技術職員給料表

職務の級が二級である職員 する職にあるもの 職又はこれに相当する職の主任の職務の する職にあるもの	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	統括課長代理
百分の三	百分の六	百分の十

四 技術職員給料表

職務の級が二級である職員	職務の級が三級である職員
百分の三	百分の六

四 技術職員給料表

職務の級が二級である職員 （加算割合が百分の六である職員を除く。）	職務の級が三級である職員 (部三級の項目に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの)
百分の三	百分の六

改正案	現行
第一条及び第二条　（現行のとおり） （支給額）	第一条及び第二条　（現行のとおり） （支給額）
第三条　（現行のとおり） 一　条例別表第一イ行政職給料表（以下「行政職給料表」）といふ。の職務の級三級の者　二万一千円 二及び三　（現行のとおり） 2及び3　（現行のとおり）	第一条及び第二条　（略） （支給額） 第三条　（略） 一　条例別表第一イ行政職給料表（以下「行政職給料表」）といふ。の職務の級三級以上の者（第三号に掲げる職員を除く。）　二万一千円 二及び三　（略） 2及び3　（略）
第四条及び第五条　（現行のとおり）	第四条及び第五条　（略）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）新旧対照表（抄）

第一条から第十条まで 改正案	第一条から第十条まで 現行
（年次有給休暇の単位）	（年次有給休暇の単位）
第十一條 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一時間を単位として与えることができる。	第十一條 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一年の年ににおいて五日の範囲内（その年の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で一時間を単位として与えることができる。
2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。	2 前項本文の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日（条例第三条第一項又は第二項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）の日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でないもの（以下「不齊一型育児短時間勤務職員等」という。）、再任用短時間勤務職員のうち条例第二条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者及び条例第三条第二項に規定する職員の年次有給休暇は、半日又は一時間を単位として与える。
3 （現行のとおり）	3 （新設）
4 （略）	

第一項ただし書の規定にかかるわらず、条例第三条第二項に規定する職員、不育一型育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち条例第二条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者については、一回の勤務に割り振られた勤務時間をすべてを勤務しないときは、一年において五日の範囲内で一時間を単位として与えることができる年次有給休暇に含まない。ただし、その年の最後において、前項の規定により一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算した場合に一日未満の端数があるときは、この限りでない。

5 半日を単位とする年次有給休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間(割り振られた勤務時間に一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)(不育一型育児短時間勤務職員等については第四項第三号に規定する時間数とし、再任用短時間勤務職員のうち、条例第二条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者については第四項第四号に規定する時間とする。)の半分とする。ただし、条例第三条第二項に規定する職員については、四時間とする。

6 及び 7 (現行のとおり)

第十一条の二から第二十二条の二まで (現行のとおり)

(子どもの看護休暇)

第二十二条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいづれか遅い日以後の最初の三月三十一日(ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とす

第十一条の二から第二十二条の二まで (略)

(子どもの看護休暇)

第二十二条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいづれか遅い日以後の最初の三月三十一日(ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とす

る。)までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため又は予防接種若しくは健康診断(小学校就学の始期に達するまでの子に限る。)を受けさせるため勤務しないため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 (現行のとおり)

第二十三条から第二十九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第六号様式まで (現行のとおり)

附則第一条及び附則第二条 (現行のとおり)

(年次有給休暇の特例)

附則第三条 異動となり条例第十四条第二項に定める当該年の中途において新たに条例の適用を受けることとなつた第十二条第二項各号に掲げる者については、第十一条に規定する年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

年において五日使用している場合は、この限りでない。

る。)までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため又は予防接種若しくは健康診断(小学校就学の始期に達するまでの子に限る。)を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 (略)

第二十三条から第二十九条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

別記第一号様式から別記第六号様式まで (略)

附則第一条及び附則第二条 (略)

(年次有給休暇の特例)

附則第三条 異動となり条例第十四条第二項に定める当該年の中途において新たに条例の適用を受けることとなつた第十二条第二項各号に掲げる者については、第十一条に規定する年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

ただし、一時間を単位とした年次有給休暇を一年において五日使用している場合は、この限りでない。

改正案

第一条から第十条まで（現行のとおり）

現 行

第一条から第十条まで（年次有給休暇の単位）

第十一条 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一時間を単位として与えることができる。

（現行のとおり）

3| 2

第一項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、教育職員等以外の職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を教育職員等以外の職員に与えてはならない。

2 （略）
(新設)

第一条から第十条まで（年次有給休暇の単位）

第十一条 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で一時間を単位として与えることができる。

3| 3

第一項本文の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日（条例第四条第一項又は第二項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）の日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でないもの（以下「不齊一型育児短時間勤務職員等」という。）、再任用短時間勤務職員のうち条例第三条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者及び条例第四条第二項に規定する職員の年次有給休暇は、教育職員等以外の職員の場合は半日又は一時間を、教育職員等の場合は一時間を単位として与える。

5| 4
(現行のとおり)

第一項ただし書の規定にかかわらず、条例第四条第二項に規定す

る職員、不育一型育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（教育職員等以外の者に限る。以下この項において同じ。）のうち条例第三条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者については、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときは、一の年度において五日の範囲内で一時間を単位として与えることができる。ただし、その年度の最後において、前項の規定により一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算した場合に一日未満の端数があるときは、この限りでない。

6 第一項及び第二項に規定する年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

7 半日を単位とする年次有給休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間（割り振られた勤務時間に一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）（不育一型育児短時間勤務職員等については第五項第三号に規定する時間数とし、再任用短時間勤務職員のうち、条例第三条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者については第五項第四号に規定する時間とする。）の半分とする。ただし、条例第四条第二項に規定する職員については、四時間とする。

8 及び 9 （現行のとおり）

第十一条の二から第二十三条の二まで （現行のとおり）

（子どもの看護休暇）

第二十三条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学

7 半日を単位とする年次有給休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間（割り振られた勤務時間に一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）（不育一型育児短時間勤務職員等については第四項第三号に規定する時間数とし、再任用短時間勤務職員のうち、条例第三条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者については第四項第四号に規定する時間とする。）の半分とする。ただし、条例第四条第二項に規定する職員については、四時間とする。

8 及び 9 （略）

第十一条の二から第二十三条の二まで （略）

（子どもの看護休暇）

第二十三条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学

校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせたため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 (現行のとおり)

第二十四条から第三十条まで (現行のとおり)

(区市町村の職員に関する読み替え)

第三十一条 区市町村の職員については、第四条第五項から第七項まで、第六条第四項、第七条第一項及び第二項、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一條第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二条第二項及び第六項、第二十四条第二項、第二十五条第二項第二号、第二十八条第五項、第六項及び第八項、第二十八条の二第四項、第五項及び第七項並びに第三十条第二項及び第三項中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三条第四項第六号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六条)第二条」

校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため又は予防接種若しくは健康診断（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 (略)

第二十四条から第三十条まで (略)

(区市町村の職員に関する読み替え)

第三十一条 区市町村の職員については、第四条第五項から第七項まで、第六条第四項、第七条第一項及び第二項、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一條第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二条第二項及び第六項、第二十四条第二項、第二十五条第二項第二号、第二十八条第五項、第六項及び第八項、第二十八条の二第四項、第五項及び第七項並びに第三十条第二項及び第三項中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三条第四項第六号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六条)第二条」

例第十六号)第二一条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に
関し当該区市町村が定めた条例」と読み替えて適用する。

第三十二条

(現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第六号様式まで (現行のとおり)

とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に
関し当該区市町
村が定めた条例」と読み替えて適用する。

第三十二条 (略)

別表第一から別表第四まで (略)

別記第一号様式から別記第六号様式まで (略)